

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 令和7年 10 月 1 日～12 月 31 日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における8月末現在(速報値)の死亡者数は 11 人と前年同期の 10 人と比べ1人増加しており、死傷者数は 461 人と前年同期に比べ8人増加しています。また、死亡災害は過去5年間の同時期における平均人数も上回っており、例年よりも多い状況です。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落、転落」が6人、「転倒」、「崩壊、倒壊」、「高温、低温の物との接触」「有害物等との接触」、「交通事故(道路)」が各1人となっています。

北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10 月 25 日から 10 月 31 日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1 取組期間

令和7年10月1日から令和7年12月31日まで

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び北海道内の各労働基準監督署(支署)

3 協賛者(順不同)

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会

4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動を連携して進めるための情報の共有を図る。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 建設工事パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。
- (7) 全道 17 の労働基準監督署(支署)による、重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。
特に、「建設安全週間」に集中した取組を実施する。
- (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

- (1) 全般的事項
 - ア 経営トップによる安全パトロールの実施(建設安全週間期間中)
 - イ 現場責任者による巡視・点検の励行
 - ウ 全ての店社及び現場に、建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕(看板)」、「安全宣言」の掲示又は設置を行う。
 - エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。
- (2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)
 - ア 墜落・転落災害防止対策
 - (ア) リスクアセスメントの実施
 - (イ) 開口部の養生、危険箇所の表示
 - (ウ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
 - (エ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用

- (オ) 作業主任者の選任、職務の励行
- (カ) 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- (キ) 要求性能墜落制止用器具の使用

イ 重機等災害防止対策

- (ア) 車両系建設機械
 - a 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法)
 - b 立入禁止区域の明確化
 - c 誘導者の配置による転落・接触防止
 - d 主たる用途以外の使用制限
- (イ) 移動式クレーン
 - a 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
 - b 過負荷の制限
 - c アウトリガーの最大張出
 - d 適正な玉掛用具の使用
 - e 安全装置の有効使用

ウ 崩壊・倒壊災害防止対策

- (ア) 土砂崩壊
 - a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - b 作業開始前の地山の点検
 - c 作業主任者の直接指揮
 - d 作業手順に基づく安全作業
 - e 現場責任者による巡視・点検の励行

(イ) 構築物・仮設物の倒壊

- a 作業計画の作成
- b 作業手順の確立
- c 避難場所の確保
- d 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

エ 交通労働災害防止対策

- (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
- (イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
 - a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
 - b 交通誘導者の配置
 - c バリケードの設置
- (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- (オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- (カ) 過労運転の防止
- (キ) 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

オ 急性中毒等予防対策

- (ア) 一酸化炭素
 - a 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止
なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視(作業開始前、作業中等)の実施
 - b リスクアセスメントの実施
- (イ) 有機溶剤
 - a 換気装置の使用
 - b 送気マスク、防毒マスクの使用
 - c 作業主任者の選任と職務の励行
 - d SDS(安全データシート)を活用したリスクアセスメントの実施
- (ウ) 酸欠・硫化水素
 - a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
 - b 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気の実施
 - c 作業主任者の選任、職務の励行
 - d 安全衛生教育の実施
 - e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

カ 火災防止対策

- (ア) 火気の取扱い管理の徹底
- (イ) 易燃性の物等の近傍での火気の使用禁止



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

別添2

(令和7年10月1日～12月31日)

Safety First！『安全は何よりも優先する』



安全宣言

労働災害防止のため 私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

--

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

--

会 社 名
代 表 者
現場代理人

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における8月末現在（速報値）の死者数は11人と前年同期の10人と比べ1人増加しており、死傷者数は461人と前年同期に比べ8人増加しています。また、死亡災害は過去5年間の同時期における平均人数も上回っており、例年よりも多い状況です。北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「**建設安全週間**」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

- 1 取組期間: 令和7年10月1日～12月31日(建設安全週間: 10月25日～10月31日)
- 2 主 唱 者: 厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）
- 3 協 賛 者: 建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会
- 4 実 施 者: 建設業関係各事業場（工事現場）

運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

- ア リスクアセスメントの実施
- イ 開口部の養生、危険箇所の表示
- ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- オ 作業主任者の選任、職務の励行
- カ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- キ 要求性能墜落制止用器具の使用

重機等災害防止対策

- ア 車両系建設機械
- （ア）作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
- （イ）立入禁止区域の明確化
- （ウ）誘導者の配置による転落・接触防止
- （エ）主たる用途以外の使用制限
- イ 移動式クレーン
- （ア）作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
- （イ）過負荷の制限
- （ウ）アウトリガーの最大張出
- （エ）適正な玉掛用具の使用
- （オ）安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

- ア 土砂崩壊
- （ア）安定勾配の確保又は土止支保工の設置
- （イ）作業開始前の地山の点検
- （ウ）作業主任者の直接指揮
- （エ）作業手順に基づく安全作業
- （オ）現場責任者による巡視・点検の励行
- イ 構築物・仮設物等の倒壊
- （ア）作業計画の作成
- （イ）作業手順の確立
- （ウ）避難場所の確保
- （エ）作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

交通労働災害防止対策

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
- イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
- （ア）第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
- （イ）交通誘導者の配置
- （ウ）バリケードの設置
- ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- カ 過労運転の防止
- キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

急性中毒等予防対策

- ア 一酸化炭素
- （ア）自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止
- （イ）なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視（作業開始前、作業中等）の実施
- （ウ）リスクアセスメントの実施
- イ 有機溶剤
- （ア）換気装置の使用
- （イ）送気マスク、防毒マスクの使用
- （ウ）SDS（安全データシート）を活用したリスクアセスメントの実施
- ウ 酸欠・硫化水素
- （ア）作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
- （イ）作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
- （ウ）作業主任者の選任、職務の励行
- （エ）安全衛生教育の実施
- （オ）元請事業者の下請事業者に対する指導援助

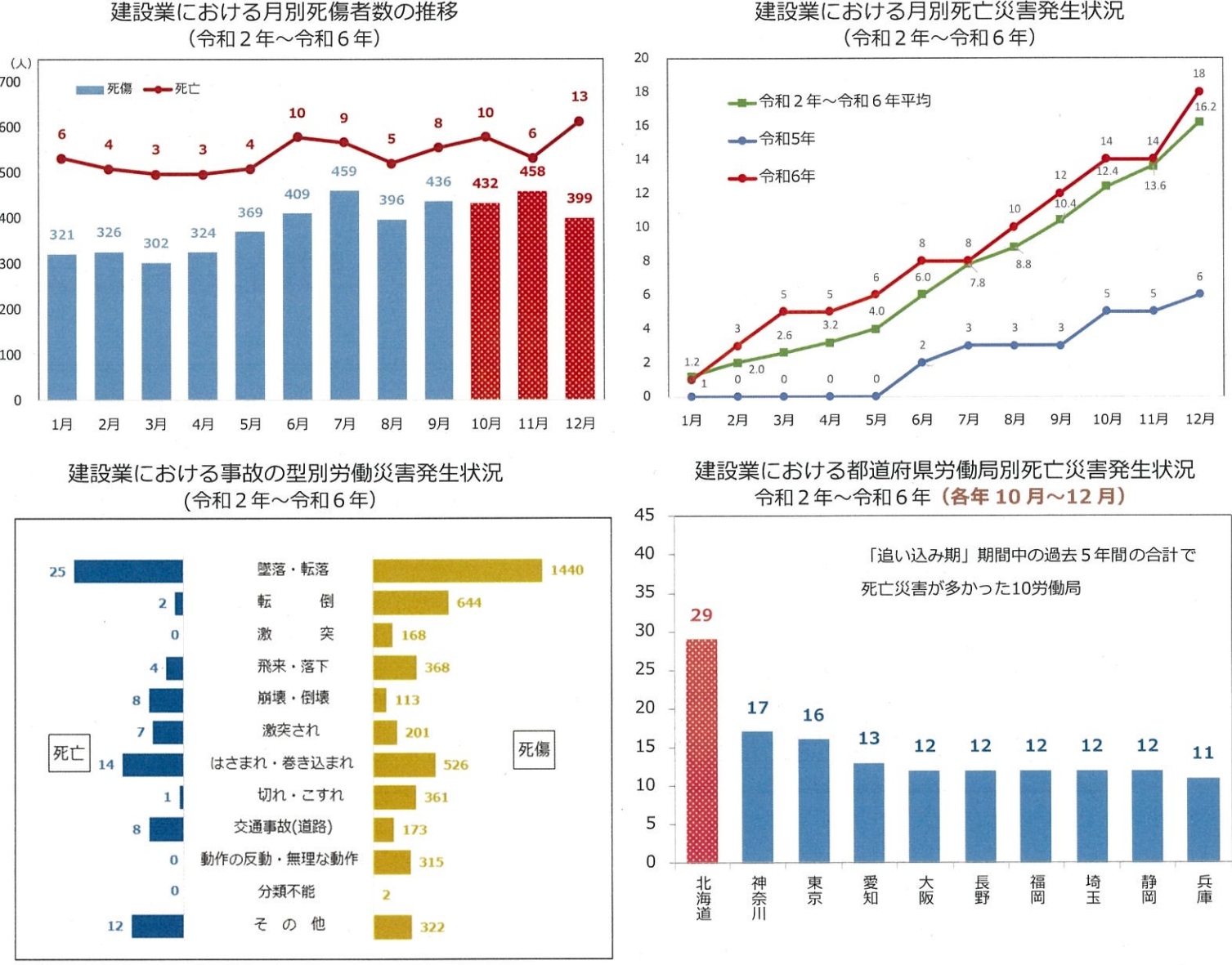
火災防止対策

- ア 火気の取扱い管理の徹底
- イ 可燃性のものの近傍での火気の使用禁止

建設工事追い込み期労働災害防止運動

令和7年10月1日～12月31日(建設安全週間 10月25日～10月31日)

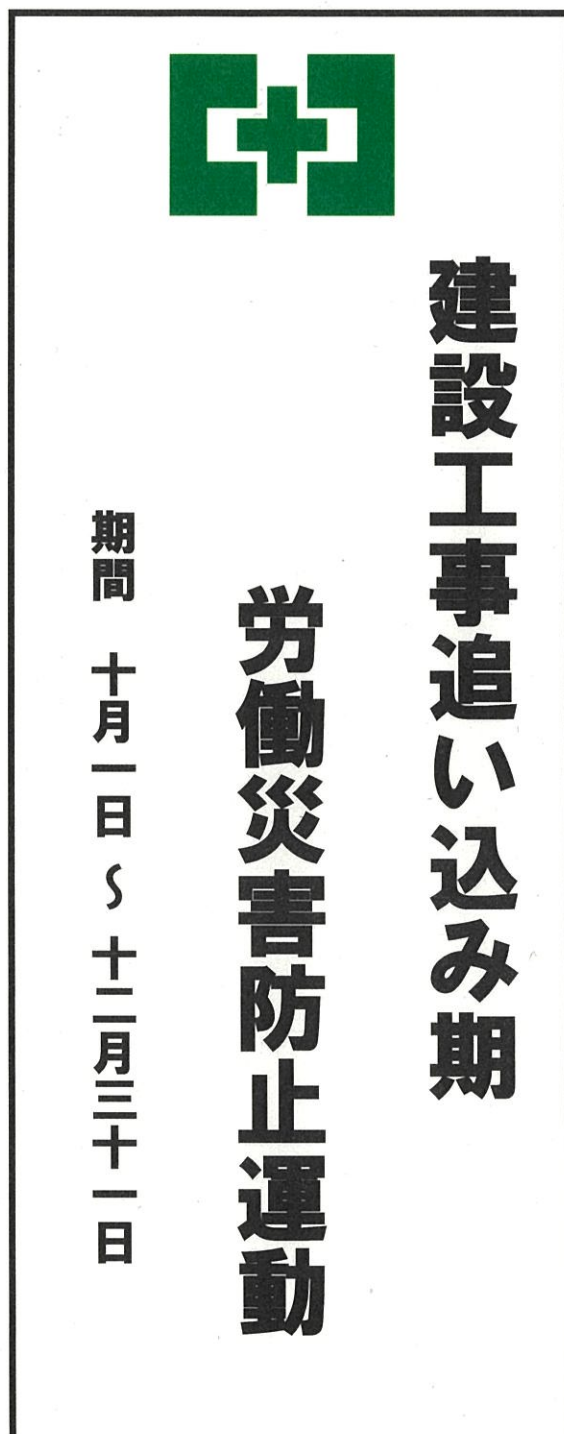
STOP!労働災害 リスクアセスメントを実施しよう！



建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

- 重点実施事項等
- 墜落・転落災害防止対策
- 重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）
- 崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
- 火災防止対策

建設工事追い込み期労働災害防止運動 懸垂幕(又は看板)(例)



注 懸垂幕の大きさ、文字の種類は任意です



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

別添4

(令和7年10月1日～12月31日)

Safety First！『安全は何よりも優先する』



安全宣言

労働災害防止のため 私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

Blank area for site-specific safety declaration.

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

Blank area for company safety and health basic policy.

会 社 名
代 表 者
現場代理人



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

(令和7年10月1日～12月31日)

A3 以上の大きさ
に印刷して安全
掲示板等に掲示
してください

Safety First! 『安全は何よりも優先する』



安全宣言

記入例

労働災害防止のため 私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

私たちは、現場内では必ずフルハーネス型墜落制止用器具を着用し、フックを掛ける時は、指差し呼称を実践します。

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

施工現場の品質管理は労働者の安全から始まるものであり、全ての現場が無災害で竣工することを目指す。

会 社 名 株式会社 ○○○○建設
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○
現場代理人 ○○ ○○

事業者の皆様へ

「懸垂幕(看板)」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領

北海道労働局労働基準部安全課

1 懸垂幕(看板)

「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の懸垂幕(又は看板等)(例)を参考にし、掲示又は設置してください。

2 安全宣言

- (1)「安全宣言」には、建設店社(本社、支社等)では「安全衛生基本方針」「会社名」「代表者」の欄を記入してください。その後、各工事現場に電子媒体等で提供するようにお願いします。
- (2)各工事現場では、緑色の枠内に、工事現場としての安全宣言を記入してください。その後、A3以上の大きさに印刷して、工事現場内(安全掲示板等)、現場仮囲い等に掲示してください。
- (3)色は、各社・各現場で変更しても差し支えありません。

3 設置及び掲示期間は、令和7年10月1日～同年12月31日までとなります。

4 安全宣言について、追い込み期間を経過して使用する場合には、期間を削除するなど様式を修正して使用ください。

【お問い合わせ先】

北海道労働局労働基準部安全課

主任地方産業安全専門官 星川

電話(代) 011-709-2311 内線 3551

工 事 名			工 事 種 別	3 - -		
事 業 者 名 (元請・下請の別)	(元請・下請)		事 業 者 代 表 氏 名			
所 在 地			店 社 電 話 番 号	()		
工 事 概 要 (請負金額)	(請負金額 百万円)		現 場 責 任 者 氏 名 (電 話 番 号)	()		
工 期	年 月 日～ 年 月 日		関 係 請 負 人	事業者名	職 種	
発 注 者				①		人 数
進 捗 率				②		
現 場 規 模	○10人未満、○10人以上20人未満、○20人以上50人未満 ○50人以上 ※該当規模の○を塗りつぶすこと			③		
元 請 職 員 数	男 名、女 名、合計 名 (内外国人労働者:男 名、女 名)			④		
附 属 寄 宿 舎 有 無 (有る場合○)	イ 現場付設の寄宿舍 ロ 基地的寄宿舍 (① 元請 ② 関係請負人)					
点 検 事 項			該 当 法 条 項		問 題 あり	
安 全 衛 生 管 理 体 制	① 統括安全衛生責任者の選任		法15条1項、2項、令7条2項			
	② 統括安全衛生責任者による統括管理		法15条1項、法30条1項			
	③ 元方安全衛生管理者の選任状況		法15条の2第1項、則18条の3			
	④ 店社安全衛生管理者の選任状況		法15条の3第1項、則18条の8			
	⑤ 作業主任者の選任状況		法14条			
	氏名及び職務の周知		則18条			
	i)コンクリート破砕器		令6条8号の2、則321条の3			
	同 職務の履行		則321条の4			
	ii)地山の掘削		令6条9号、則359条			
	同 職務の履行		則360条			
	iii)土止め支保工		令6条10号、則374条			
	同 職務の履行		則375条			
	iv)はい作業		令6条12号、則428条			
	同 職務の履行		則429条			
	v)型枠支保工		令6条14号、則246条			
	同 職務の履行		則247条			
	vi)足場の組立等		令6条15号、則565条			
	同 職務の履行		則566条			
	vii)建築物等の鉄骨の組立て等		令6条15号の2、則517条の4			
	同 職務の履行		則517条の9			
	viii)鋼橋架設等		令6条15号の3、則517条の8			
	同 職務の履行		則517条の5			
	ix)木造建築物の組立て等		令6条15号の4、則517条の12			
	同 職務の履行		則517条の13			
x)コンクリート造の工作物の解体等		令6条15号の5、則517条の17				
同 職務の履行		則517条の18				
xi)コンクリート橋架設等		令6条16号、則517条の22				
同 職務の履行		則517条の23				
xii)酸欠		令6条21号、酸欠則11条1項				
同 職務の履行		酸欠則11条2項				
xiii)特定化学物質		令6条18号、特化則27条1項				
同 職務の履行		特化則28条				

点 検 事 項		該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
特 定 元 方 事 業 者 等	⑥ 特定元方事業者の義務	法29条		
	i) 関係請負人へ遵法指導	同条1項		
	ii) 関係請負人が違反してる時の指示	同条2項		
	⑦ 土砂崩壊等特定の危険防止のために必要な指導の実施等	法29条の2、則634条の2		
	⑧ 災防協議会の設置と運営	法30条1項1号、則635条		
	⑨ 作業間の連絡調整	法30条1項2号、則636条		
	⑩ 作業場所の巡視	法30条1項3号、則637条		
	⑪ 教育に対する指導及び援助	法30条1項4号、則638条		
	⑫ 作業計画の作成	法30条1項5号、則638条の3		
	⑬ 関係請負人の講ずべき措置への指導	法30条1項5号、則638条の4		
	i) 車両系建設機械作業計画	同則1号		
	ii) 移動式クレーン作業計画	同則2号		
	⑭ 合図、標識の統一	法30条1項6号		
	i) クレーン等の運転	則639条		
	ii) 事故現場等	則640条		
	iii) 有機溶剤等の容器の集積場所	則641条		
	iv) 警報の統一	則642条		
	v) 避難等の訓練の実施方法等	則642条の2		
	vi) 周知のための資料の提供	則642条の3		
	⑮ 物品揚卸口などについての措置	法31条1項、則653条1項		
	⑯ 高さ1.5m以上の箇所で作業する場合の昇降設備の設置	法31条1項、則653条2項		
	⑰ 架設通路についての措置	法31条1項、則654条		
	⑱ 足場についての措置	法31条1項、則655条		
	⑲ 作業構台についての措置	法31条1項、則655条の2		
	⑳ 交通誘導警備員の重機、工事用車両等との接触防止のための措置 (警備業者への計画内容の周知等連絡調整と連携)			
報 告 ・ 届 出	① 特定元方事業開始報告	法30条1項6号、法100条1項、 則664条		
	② 共同企業体代表者届	法5条1項、則1条2項		
	③ 計画の届出	法88条		
	i) 建設物・機械等	同法1項(2項)、則85条、則86条		
	ii) 建設工事	同法3項、則90条		
一 般 機 械	① 原動機、回転軸等の巻き込まれ等の危険防止	法20条1号、則101条		
	② 研削といしの覆い	法20条1号、則117条		
	③ 木工用丸のこ盤の刃の接触予防装置	法20条1号、則123条		
	④ 安全装置、覆い、囲い等の有効保持	法20条、則28条		
感 電 防 止	① 電気機械器具の充電部分の絶縁防護	法20条3号、則329条		
	② 手持型電灯等のガード	法20条3号、則330条1項、2項		
	③ 溶接棒等のホルダー	法20条3号、則331条		
	④ 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の使用	法20条3号、則332条		
	⑤ 電動機を有する機械器具の電路の漏電しゃ断装置の設置	法20条3号、則333条1項		
	⑥ 漏電しゃ断装置の設置が困難なときの措置	法20条3号、則333条2項		
	⑦ 移動電線の被覆及び外装の絶縁防護措置	法20条3号、則337条		
	⑧ 仮設の配線又は移動電線の通路における使用基準	法20条3号、則338条		
	⑨ 建設等の作業を行う場合の感電防止措置	法20条3号、則349条		
	⑩ 電気機器使用前点検の実施	法20条3号、則352条		
CO	自然換気が不十分なところでの内燃機関の使用禁止	法22条1号、則578条		
教 育	雇入れ時等の教育	法59条1項、則35条1項		
	職長教育	法60条、則40条		
転倒	現場内の転倒防止対策の状況	好事例があれば報告		
高年齢者	エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢者対策の取組	好事例があれば報告		
外国人	外国人労働者に対する安全衛生教育実施状況	好事例があれば報告		
[特記事項]				
* 関係請負人欄は概略でも可・例○社○○人				

【墜落・転落災害の防止】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
①墜落、転落災害の防止にかかるリスクアセスメントの実施			
② 高さ2m以上の場所における作業床の設置	法21条2項、則518条1項		
③ 同所において作業床の設置が不可の場合の防網の設置、 要求性能墜落制止用器具の使用	法21条2項、則518条2項		
④ 高さ2m以上の作業床の端、開口部等の囲い等の設置	法21条2項、則519条1項		
⑤ 同所において囲い等の設置が不可の場合の防網の設置、 要求性能墜落制止用器具の使用	法21条2項、則519条2項		
⑥ 墜落制止用器具等の取り付け設備の設置	法21条2項、則521条1項		
⑦ 墜落制止用器具及びその取り付け設備の点検	法21条2項、則521条2項		
⑧ 構造規格を満たした墜落制止用器具の使用	法20条1号、則27条 (令13条第3号28号)		
⑨ 悪天候時の作業禁止	法21条2項、則522条		
⑩ 高さ1.5m以上の箇所で作業する場合の昇降設備の設置	法21条2項、則526条1項		
⑪ 墜落危険箇所への関係者以外の立入禁止措置	法21条2項、則530条		
【通路、足場等の基準】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 架設通路に関する措置	法20条1号、則552条		
② 足場に使用している材料の基準	法20条1号、則559条1項・2項		
③ 鋼管足場に使用している鋼管等の基準	法20条1号、則560条1項・2項		
④ 幅1メートル以上の箇所の本足場の使用(使用が困難な場合を除く)	法20条1号、則561条の2		
⑤ 足場の構造等に応じた最大積載荷重の設定・周知・遵守	法20条1号、則562条1項～3項		
⑥ 作業床の要件	法20条1号、則563条1項		
⑦ 足場の組立等作業時における危険の防止	法20条1号、則564条1項		
⑧ 足場の点検、記録※点検者の指名、点検者の氏名の記録・保存	法20条1号、則567条1～3項		
⑨ 鋼管足場の構造上の基準	法20条1号、則570条1項		
i) 単管足場	則571条1項1～4号		
ii) わく組足場	則571条1項5～7号		
⑩ つり足場の基準	法20条1号、則574条1項		
【ロープ高所作業時の基準】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① ライフラインの設置	法21条2項、則539条の2		
②メインロープ等の強度等 (支持物への取付、長さ、切断防止措置、身体保持器具の確実な取付)	法20条1号、則539条の3		
③ 調査及び記録	法20条1号、則539条の4		
④ 作業計画	法20条1号、則539条の5		
⑤ 作業指揮者の定めと作業状況の監視	法20条1号、則539条の6		
⑥ 要求性能墜落制止用器具の使用	法20条1号、則539条の7		
⑦ 保護帽の着用	法20条1号、則539条の8		
⑧ メインロープ等、要求性能墜落制止用器具、保護帽の作業開始前点検	法20条1号、則539条の9		
【飛来・落下災害の防止】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 高所からの物体投下による危険の防止(3m以上)	法21条1項、則536条		
② 物体の落下による危険の防止	法21条2項、則537条		
③ 物体の飛来による危険の防止	法21条2項、則538条		
④ 上方で作業をしているときの保護帽の着用	法21条2項、則539条		
⑤ (鋼橋架設等)保護帽の着用	法21条1項、則517条の10		
⑥ (コンクリート造工作物の解体等)保護帽の着用	法21条1項、則517条の19		
【作業構台】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 最大積載量の定め及び周知	法20条1号、則575条の4、1項、2項		
② 組立図	法20条1号、則575条の5		
③ 作業構台についての措置	法20条1号、則575条の6		
[特記事項]			

【移動式クレーン災害の防止】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 作業計画の作成・周知	法20条、ク規66条の2		
② 運転資格(つり上げ荷重5t以上[免許]、 1t以上5t未満[技能講習])	法61条1項、ク規68条 (令20条7号)		
③ 玉掛け資格(つり上げ荷重1t以上、技能講習)	法61条1項、ク規221条 (令20条16号)		
④ 特定機械以外の譲渡、貸与、設置の禁止(移ク構造規格)	法42条(令13条3項15号)		
⑤ 構造規格に適合しない構造の使用制限	法20条1号、ク規64条又は 則27条(移ク構造規格)		
⑥ 巻過防止装置の調整	法20条1号、ク規65条		
⑦ 外れ止め装置の使用	法20条1号、ク規66条の3		
⑧ 過負荷の制限	法20条1号、ク規69条		
⑨ 傾斜角の制限	法20条1号、ク規70条		
⑩ 定格荷重の表示等	法20条、ク則70条の2		
⑪ 軟弱地等における使用の禁止	法20条1号、ク規70条の3		
⑫ アウトリガーの位置	法20条1号、ク規70条の4		
⑬ アウトリガー等の張り出し	法20条1号、ク規70条の5		
⑭ 運転の合図の定め	法20条1号、ク規71条		
⑮ クレーン等の運転の合図の統一(元請)	法30条1項3号、則639条		
⑯ 労働者の運搬等の搭乗の制限	法20条1号、ク規72条		
⑰ 上部旋回体との接触の防止	法20条1号、ク規74条		
⑱ 吊荷の落下等危険範囲内立入禁止措置	法20条1号、ク規74条の2		
⑲ 強風時の作業中止	法20条1号、ク規74条の3		
⑳ 強風時における転倒を防止するための措置	法20条1号、ク規74条の4		
㉑ 運転席から離脱する際の措置	法20条1号、ク規75条		
㉒ 作業開始前点検	法20条1号、ク規78条		
【車両系建設機械】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 調査及び記録と結果の保存	法20条1号・103条1項 則154条		
② 作業計画の作成・周知	法20条1号 則155条		
③ 運転資格(機体重量3t以上、※1技能講習)	法61条1項 令20条12号		
④ 転落等の防止(軟弱地、盤路肩、傾斜地)	法20条1号 則157条		
⑤ 転倒時保護構造及びシートベルトの使用(路肩、傾斜地等 努力義務)	法20条1号 則157条の2		
⑥ 接触の防止(立入禁止措置、誘導者の配置)	法20条1号 則158条		
⑦ 運転席から離れる場合の措置	法20条1号 則160条		
⑧ 主たる用途以外の使用(制限、措置)	法20条1号 則164条		
⑨ アタッチメント交換時の架台の使用及び装着重量制限・重量表示等	法20条1号 則166条の2～4		
⑩ 年次、月次自主検査	法45条1項、則167、168条		
⑪ 作業開始前点検	法20条1号 則170条		
⑫ 特定自主検査(注;機体重量関係ない。)	法45条2項、則169条の2		
⑬ コンクリートポンプ車の輸送管による危険の防止	法20条1号 則171条の2		
⑭ 路肩、傾斜地等危険箇所での※3特定解体用機械による作業禁止	法20条1号 則171条の4		
⑮ 物体の飛来等危険のあるとき運転室のない解体用機械作業禁止	法20条1号 則171条の5		
⑯ 物体の飛来等危険ある箇所への運転者以外の労働者立入禁止	法20条1号 則171条の6		
⑰ くい打、くい抜機、ボーリングマシンの倒壊防止	法20条1号 則173条		
⑱ 高所作業車の転倒・転落防止	法20条1号 則194条の11		
[特記事項]			

【掘削作業時における災害の防止】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 労働者に危険を及ぼすおそれがある時の作業箇所等の調査の実施、作業手順の作成、作業手順による作業の実施	法21条1項、則355条		
② 明り掘削作業地山の点検	法21条1項、則358条		
③ 地山の崩壊、落石等による危険の防止 (係さ2m未満でも崩壊の危険がある工具と判断される場合には、当該措置を講じさせること。)	法21条1項、則361条		
④ 埋設物等による危険の防止(市街地では、ブロック塀、石垣、灯油タンク等の倒壊の危険防止に注視すること。)	法21条1項、則362条1項		
⑤ 運搬機械等の運行経路等の定め及び周知	法21条1項、則364条		
⑥ 運搬機械等の誘導者の配置	法21条1項、則365条1項		
⑦ 明り掘削作業時の保護帽の着用	法21条1項、則366条1項		
⑧ 地山の崩壊、落石等による危険の防止(明り掘削作業時以外)	法21条2項、則534条		
⑨ 掘削法肩付近に法肩の崩壊を招くような掘削土砂、資材、重機等を置いていないか			
【土止め支保工】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 組立図の作成	法20条1号、則370条		
② 土止め支保工の部材の取付け方法	法20条1号、則371条		
③ 切りばり等の作業時の措置	法20条1号、則372条		
④ 土止め支保工の定期、臨時点検の実施	法20条1号、則373条		
【型わく支保工】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 組立図の作成(支柱の高さ3.5m以上は、計画の届出が必要)	法20条1項、則240条		
② 型わく支保工についての措置等	法20条1項、則242条		
③ 段状型わく支保工の措置	法20条1項、則243条		
④ コンクリートを打設するときの措置	法20条1項、則244条		
【建築物等の鉄骨の組立】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 作業計画の作成・周知	法21条1項、則517条の2		
② 作業時の措置	法21条1項、則517条の3		
【鋼橋架設等】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 作業計画の作成・周知	法21条1項、則517条の6		
② 作業時の措置	法21条1項、則517条の7		
【コンクリート造工作物の解体等】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 工作物の調査と作業計画の作成・周知	法21条1項、則517条の14		
② 作業時の措置	法21条1項、則517条の15		
③ 引倒し等の作業の合図	法21条1項、則517条の16		
【火気等の管理】	該 当 法 条 項	問題 あり	問題 なし
① 危険物等がある場所における火気等の使用禁止	法20条2号、則279条		
② 爆発の危険がある場所で使用する電気機械器具	法20条2号、則280条-則282条		
③ 油類等が存在する配管又は容器の溶接等	法20条2号、則285条		
④ 通風等の不十分な場所での溶接等	法20条2号、則286条		
⑤ 火気使用場所の火災防止	法20条2号、則291条		
[特記事項]			